

開催日時 平成22年8月27日(金)午後1時30分～午後2時10分

開催場所 龍神行政局1階第2会議室

内 容 会長・副会長の互選について
現状説明

出席委員 真砂委員、岡本委員、伊藤泰委員、伊藤研委員、山本委員、古久保委員、
五味委員、糸川委員 計8名

欠席委員 岩手委員

出席職員 松本龍神行政局住民福祉課長、山本龍神行政局保健福祉係主査 小郷環境課
長、中村環境課環境対策係長 上森環境課環境対策係主査計5名

会議録

事務局 「ただ今から龍神村水道水源保護審議会を開催します。本日は出席委員8名、
欠席委員1名で、半数以上の出席があります。これより議案の審議に入りますが、
本来会長が議長を務めることになっておりますが、正副会長につきまして
は最初の議案で決定いたしますので、この場合会長に代わりまして事務局が進
行させていただきます。まず、会長及び副会長の選出につきまして皆様におは
かりさせていただきます。立候補及び推薦を含めご意見がありましたらよろし
くお願いします。」

山本委員 「前任の会長、副会長さん誠にご苦労ですが、お二人に引き続きお願いできれ
ばと思います。」

事務局 「会長に岡本委員さん、副会長に岩手委員さんというご意見をいただいております。
ほかにご意見等ございませんか。ほかにご意見が無いようですので、採
択に移ります。会長に岡本委員さん、副会長に岩手委員さんということでご承
認をお願いします。」

(全員異議無しの声)

事務局 「満場一致により会長に岡本俊彦委員さん、副会長に岩手仁士委員さんに決定
いたしました。岩手副会長は本日欠席となっておりますので、後日本人に了解を
得ます。ここで岡本会長さんから一言ご挨拶をいただきます。」

岡本会長 「このたび会長に選ばれました岡本です。この審議会も事案が起こった場合に
対応が必要となりますが、皆様のご協力で審議を進められればと思います。よ
ろしくお願いします。」

事務局 「ありがとうございました。ここからの議事進行は規則に基づきまして、岡本
会長さんをお願いします。」

岡本会長(以下議長) 「ここから議長を務めさせていただきます。次の議題ですが『現状
説明』ということで環境課から説明願います。」

環境課中村係長(以下係長)

「この条例は合併前の田辺市以外の市町村におきまして制定され、現時点にお
きましては暫定施行という形となっております。この条例はいわゆる産廃施設
の設置等による水源の汚濁を防ぐことを目的としております。」

しかしながら、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と条例との差から、
単に条例をもってそれらを防ぐことは困難であり、国が認めているものを条例
の設置で拒めるのかという問題もあります。他自治体の例を見ましても、最高

裁まで争った結果、行政側が敗訴するケースもあります。

しかしながら、司法において条例そのものを無効という判断されたわけではなく、業者と十分な協議なく単に条例をもって防ごうとしたことについて指摘していることから、現条例を見直す際はこれらの判例を参考にする必要があるかと思えます。」

岡本議長 「事務局からご説明いただいたことで、何かご質問等ありませんか。」

山本委員 「水道水源保護条例は旧田辺市には無く、四行政局には同様の条例があり、それぞれ暫定条例となったということですが、本暫定条例の改正が必要になった場合、田辺市議会で論議するのか、また条例文中の村長は、田辺市では市長と読み換えるのか。」

中村係長 「田辺市議会で論議をすることになります。文中の村長は市長と読み換えます。」

山本委員 「今後、田辺市全体の条例として一本化を検討しているのか。」

中村係長 「一本化できるよう検討したいと思っています。」

真砂委員 「暫定条例や現状の説明を伺って気になるのは、本審議会の位置づけと委員の責任の所在はどうなりますか。」

中村係長 「国が定めた基準を超えるのは難しく、情報収集、提示等については、委員の皆様単独では困難かと思えます。責任につきましては最終は市となります。」

山本委員 「旧田辺市が条例制定をしなかった理由は何かあったのですか。」

中村係長 「旧田辺市においては現在の三四六にあります処分場があったことと、宅造規制があったことが要因かと思えます。」

古久保委員 「龍神管内では水道の水質検査は行っていますか。」

事務局 「市の簡易水道施設は、月1回行っていますが、地元管理の水道施設等は把握していません。」

岡本議長 「ほかにご意見はございませんか。無いようですので議長を解任いただきますとともに、これをもちまして龍神村水道水源保護審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。」

以 上